

指定居宅介護支援事業者 各位

伊丹市健康福祉部地域福祉室

法人監査課長 田中 裕子

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援事業所におけるモニタリング実施の取扱いについて（通知）

平素より本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関し、兵庫県での感染者が確認されたことを受け、この通知の日から当面の間、感染拡大を防止する観点から、居宅介護支援事業所におけるモニタリング実施の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

なお、本取扱いを変更する際には、あらためてお知らせいたします。

記

居宅介護支援事業所におけるモニタリングの取扱いについて

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

<問い合わせ先>

伊丹市健康福祉部地域福祉室法人監査課

電話 072-744-2206（直通）

FAX 072-784-3281